

平成二十七年文部科学省令第二十三号

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行規則

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律(平成二十六年法律第百二十三号)第七條第二項(同法第十二條において準用する場合を含む。)

第一条 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行令(第四條において「令」という。)第二条第一号に規定する文部科学省令で定める資金は、原子力損害の補完的な補償に関する条約第三条4の規定により締約国についてその額が算定される利息及び費用とする。

第二条 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律(以下「法」という。)第七條第二項(法第十二條において準用する場合を含む。)の規定により文部科学大臣が徴収する延滞金の額は、負担金(法第四條第一項に規定する一般負担金又は法第十條第一項に規定する特別負担金をいう。以下この条において同じ。)を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第三条 法第十三條第二項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

第四条 法、令及びこの省令を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間の換算は、当該換算に用いられる外国為替相場として文部科学大臣が定める外国為替相場を用いて行うものとする。

2 文部科学大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

附則 この省令は、法の施行の日から施行する。

様式

(別記) 様式

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行規則に定める身分を示す証明書

氏名 姓 名 姓 名 姓 名

職名及び氏名

年 月 日 生 年 月 日 交付

文部科学大臣

備考 用紙の大きさは、日本工業規格JISとする。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律(以下「法」という。)

第13条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な範囲において、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の業務若しくは工場若しくは事業場に出入り、その者の職務、業務その他の職務の執行を監督せしめ、若しくは関係者の身分若しくは住所を調査せしめ、

2 前項の規定により出入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第14条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨害し、若しくは虚偽、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処する。